

定 款

日 本 瓦 斯 株 式 会 社

日本瓦斯株式会社定款

第1章 総 則

(商 号)

第 1 条 当会社は日本瓦斯株式会社と称し、英文ではNIPPON GAS CO., LTD. と記す。

(目 的)

第 2 条 当会社は次の事業を営むことを目的とする。

1. 液化石油ガス、石油製品の製造、輸入、販売および同燃焼器具装置の製造、輸入、販売ならびに賃貸
2. 各種高圧ガスの製造、輸入、販売および同生産供給設備および容器、器具の製造、輸入、販売ならびに賃貸
3. 天然ガスの販売および輸送
4. ガス事業法に基づくガスの製造、供給および販売
5. ガス事業に関する設備、機器等の保安調査および検査業務
6. 冷暖房、給湯用熱の供給および販売
7. 住宅用各種機器、機械および家庭用電気機器の輸入、販売ならびに賃貸
8. 建設工事請負業および設計監理業
9. 不動産売買、賃貸借、仲介および管理業
10. 宅地の造成、住宅の建設および販売
11. 損害保険代理業および生命保険募集に関する業務
12. 電子機器、通信機器、水質汚濁防止機器、大気汚染防止機器、騒音防止機器およびその部品の輸入、販売ならびに賃貸
13. 火災防止機器、盗難防止機器の輸入、販売ならびに賃貸
14. 自動車およびその部品の輸入、販売ならびに賃貸
15. 日用品雑貨、運動用器具および衣料品、寝具の製造、輸入、販売ならびに賃貸
16. 農産食料品、畜産物および水産食料品の加工ならびに酒類、水、清涼飲料等の輸入、販売
17. 各種医薬品および医薬部外品の製造、輸入ならびに販売
18. 医療用具の輸入、販売および賃貸

19. 服飾用品の輸入および販売ならびに化粧品製造、輸入および販売
20. 住宅用各種機器、機械および家庭用電気機器等のクレジット販売の取扱いに関する業務
21. 電気・熱併給発電システム、太陽光発電、風力発電等の新エネルギーによる電力供給装置の販売ならびに電力の販売
22. 発電事業および電力の供給事業ならびにその仲介業
23. 熱・光・風力・水力・化石燃料による複合発電ならびに電力の販売
24. 発電装置、発電機、発電機設備の販売
25. 水道メーター、電気メーター等各種計量器およびその付帯設備の検針、料金収納、点検等各業務の受託
26. コンピューターによる計算処理および商品管理業務
27. ファクタリングの業務
28. 電気通信事業法に定める電気通信事業
29. 前各号に付帯または関連する一切の業務

(所在地)

第 3 条 当社は、本店を東京都渋谷区におく。

(公告方法)

第 4 条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告ができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第 5 条 当社の発行可能株式総数は 480,000,000 株とする。

(自己株式の取得)

第 6 条 当社は、取締役会の決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる。

(単元株式数)

第 7 条 当社の 1 単元の株式の数は 100 株とする。

(単元未満株式の売渡請求)

第 8 条 当社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すこと（以下「買増し」という）を当会社に請求することができる。

(単元未満株主の権利制限)

第 9 条 当会社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第 189 条第 2 項に掲げる権利
- (2) 取得請求権付株式を請求する権利
- (3) 募集株式または募集新株予約権の割当を受ける権利
- (4) 前条に規定する単元未満株式の買増しを請求する権利

(基 準 日)

第 10 条 当会社は、毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

- 2) 前項にかかわらず、必要がある場合には、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主または登録株式質権者とする。

(株主名簿管理人)

第 11 条 当会社は、株主名簿管理人をおく。

- 2) 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、公告する。
- 3) 当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取り扱わない。

(株式取扱規則)

第 12 条 株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り・買増し、その他株式または新株予約権に関する取扱いおよび手数料、株主の権利行使に際しての手続き等については、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

第 3 章 株 主 総 会

(招集および招集権者)

第 13 条 定時株主総会は、毎年 6 月に招集する。

- 2) 前項のほか必要がある場合は、臨時株主総会を招集する。
- 3) 株主総会は、取締役社長がこれを招集する。

取締役社長に差支えあるときは、取締役会の決議をもってあらかじめ定めた順序により、他の取締役中の一人がこれに代る。

(議 長)

第14条 株主総会においては、取締役社長が議長となる。

取締役社長に差支えあるときは、取締役会の決議によってあらかじめ定めた順序により、他の取締役が議長となる。

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

第15条 当社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

(決 議 要 件)

第16条 株主総会の決議は、法令または、本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- 2) 会社法第309条第2項に定める決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第17条 株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

- 2) 前項の場合には、株主または代理人は代理権を証明する書面を、株主総会ごとに提出しなければならない。

(株式会社の支配に関する基本方針を実現するための取組み)

第18条 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの導入又は廃止は、株主総会の決議によって行う。

- 2) 前項の取組みの改正は、取締役会の決議によって行う。
- 3) 第1項の取組みの発動は、株主総会又は取締役会の決議によって行う。

(議事録)

第19条 株主総会の議事は、その経過の要領および結果ならびにその他法令に定める事項を議事録に記載または記録する。

第4章 取締役および取締役会

(取締役会の設置)

第20条 当社は、取締役会を置く。

(員 数)

第21条 当社の取締役は15名以内とする。

(選 任 方 法)

第22条 取締役は株主総会の決議によって選任する。

2) 取締役の選任決議については、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席しその議決権の過半数をもって行う。

3) 取締役の選任決議については、累積投票によらないものとする。

(取締役の解任)

第23条 取締役の解任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(任 期)

第24条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

(代表取締役)

第25条 当社は取締役会の決議によって代表取締役3名以内を選定し、そのうち1名は社長とする。

2) 代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。

(役付取締役)

第26条 当社は、取締役会の決議によって取締役名誉会長、取締役会長、取締役副会長、取締役社長を各1名、および取締役副社長、専務取締役、常務取締役を若干名選定することができる。

(報 酬 等)

第27条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によってこれを定める。

(取締役会の招集権者および議長)

第28条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、議長となる。

取締役社長に差支えあるときは、取締役会の決議をもってあらかじめ定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第29条 取締役会の招集の通知は、各取締役および各監査役に対して会日の3日前に発するものとする。

ただし、緊急のときはこれを短縮することができる。

(業務の執行)

第30条 取締役会は、会社の業務執行を決する。

(取締役会の決議方法)

第31条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(取締役会の決議の省略)

第32条 当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

ただし、監査役が異議を述べたときにはこの限りではない。

(取締役会議事録)

第33条 取締役会の議事は、その経過の要領および結果ならびにその他法令に定める事項を議事録に記載または記録し、議長ならびに出席した取締役および監査役がこれに記名捺印または電子署名する。

(取締役会規則)

第34条 取締役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規則による。

(社外取締役の責任限定)

第35条 当社は、社外取締役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。

ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第5章 監査役および監査役会

(監査役および監査役会の設置)

第36条 当社は、監査役および監査役会を置く。

(員 数)

第37条 当社の監査役は4名以内とする。

(選 任)

第38条 監査役は株主総会の決議によって選任する。

2) 監査役の選任決議については、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席しその議決権の過半数をもって行う。

(任 期)

第39条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2) 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(常勤の監査役)

第40条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。

(報酬等)

第41条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によってこれを定める。

(監査役会の招集通知)

第42条 監査役会の招集の通知は、各監査役に対して会日の3日前に発するものとする。
ただし、緊急のときはこれを短縮することができる。

(監査役会の決議方法)

第43条 監査役会の決議は、法令に別段の定めある場合を除き、監査役の過半数をもって行なう。

(監査役会議事録の作成)

第44条 監査役会の議事は、その経過の要領および結果ならびにその他法令に定める事項を議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名捺印または電子署名する。

(監査役会規則)

第45条 監査役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規則による。

(社外監査役の責任限定)

第46条 当社は、社外監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。
ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第6章 会計監査人

(会計監査人の設置)

第47条 当社は、会計監査人を置く。

(選任)

第48条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(任期)

第49条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関

する定時株主総会のときまでとする。

- 2) 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(報酬等)

第50条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

第7章 計 算

(事業年度)

第51条 当社の事業年度は、毎年4月1日より翌年3月31日までとする。

(期末配当金)

第52条 当社は、株主総会の決議によって、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という）を支払う。

(中間配当金)

第53条 当社は、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し取締役会の決議によって会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（以下「中間配当金」という）をすることができる。

(期末配当金の除斥期間)

第54条 期末配当金および中間配当金は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はそれらの支払の義務を免れる。

- 2) 未払の期末配当金および中間配当金には利息をつけない。

附則

第1条 当社の株券喪失登録簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株券喪失登録簿への記載または記録に関する事務は株主名簿管理人に取り扱わせ、当社においては取り扱わない。

第2条 当社の株券喪失登録簿への記載または記録は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

第3条 本附則第1条乃至本条は、平成22年1月6日をもってこれを削除する。

昭和 54年 10月 30日改正

昭和 57年 10月 28日改正

昭和 58年 10月 28日改正

昭和 60年 10月 30日改正
昭和 61年 10月 30日改正
昭和 62年 6月 26日改正
平成 3年 6月 27日改正
平成 6年 6月 29日改正
平成 9年 6月 27日改正
平成 10年 6月 26日改正
平成 11年 6月 29日改正
平成 14年 6月 27日改正
平成 15年 6月 27日改正
平成 16年 6月 29日改正
平成 17年 6月 29日改正
平成 18年 6月 29日改正
平成 19年 4月 2日改正
平成 21年 6月 26日改正
平成 23年 6月 29日改正
平成 28年 6月 28日改正
平成 29年 6月 28日改正
2019年 6月 26日改正
2021年 4月 1日改正